

居宅介護支援事業所
運 営 規 程

2874100015

〒671-1301

兵庫県たつの市御津町黒崎268

株式会社 のもと本店

TEL 079-322-0930

FAX 079-322-0932

(事業の目的)

第1条 株式会社のもと本店 が開設する 株式会社のもと本店指定居宅介護支援事業所 (以下「事業所」という) が行う指定居宅介護支援事業 (以下「事業」という) の適正な運営を確保するための人員及び、管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。
事業実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないように公正中立に行う。
事業の実施に当たっては、関係市町村、在宅介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携につとめる。

(事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 株式会社 のもと本店
- (2) 所在地 兵庫県たつの市御津町黒崎268

(職員の職種、人員及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、人員及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は事業所の従業者の管理を一元的に行う。又、介護支援専門員に居宅サービス計画書の作成を行わせる。
- (2) 介護支援専門員 2名 (常勤 2名)
管理者の指示に従い指定居宅介護支援の提供に当たる。
- (3) 事務員 必要に応じて置く。
必要な事務を行う。
必要に応じて職員を増減するものとする。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営 業 日 月曜日から金曜日。ただし、祝祭日及び年末年始の12月28日から1月3日、お盆の8月13日から8月15日は休みとする。
年によっては1～2日前後するときもある。
- (2) 営業時間 午前9時から午後5時までとする。

(居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料金等)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。

- (1) 利用者の相談を受ける場所 事業所内及び利用者宅その他必要と認められる場所
- (2) 使用する課題分析の種類 居宅サービスガイドライン方式
- (3) サービス担当者会議の開催場所 利用者宅又はその他必要と認められる場所
- (4) 介護支援専門員の居宅訪問回数 最低月1回
- (5) モニタリングの結果記録1カ月に1回以上

2 次条の通常の事業実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。

- (1) 事業所からおおむね片道10キロメートル未満 100円
- (2) 事業所からおおむね片道10キロメートル以上 200円
- (3) 前項の支払いを受ける場合には、利用者又は家族に対して事前に文章で説明したうえで、支払いに同意する旨の文章に署名捺印を受けることとする。

(通常の事業実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、姫路市・たつの市・太子町とする。

(事故発生時の対応)

第8条 介護支援専門員等は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(苦情・ハラスメント処理)

第9条 事業所は、提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に（第4項において「指定居宅介護支援等」という。）に対する利用者又はそのご家族等からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適切に対応する為に必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は提供した指定居宅介護支援に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問、もしくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス又は指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申し立てに関して、利用者に対して必要な援助を行うものとする。
- 4 事業所は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第10条 事業所は、利用者の人権の擁護：虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止対策を検討する委員会を定期的開催する
- (2) 虐待防止の研修の実施する
- (3) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (4) その他虐待防止のために必要な措置

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者) による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第11条 居宅介護支援事業所は、介護支援専門員の資質向上を図るため、研修の機会を確保し、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- (2) 虐待防止に関する研修 年1回
- (3) 権利擁護に関する研修 年1回
- (4) 認知症ケアに関する研修 年1回
- (5) 介護予防に関する研修 年1回
- (6) 防火防災に関する研修 年1回
- (7) 感染症に関する研修 年2回
- (8) 業務継続計画に関する研修 年2回

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 事業所は、居宅介護支援事業に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

5 この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は株式会社のもと本店と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(事業継続計画)

第12条 業務継続計画(BCP)の策定などにあたって、感染症や災害が発生した場合でも利用者が継続して指定居宅介護支援の提供が受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

(衛生管理)

第13条 感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針等を作成し掲示を行う。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努める。

付則

この規定は、平成11年10月1日から施行する。

この規定は、平成18年2月1日から施行する。

この規定は、平成19年10月1日から施行する。

この規定は、平成20年1月1日から施行する。

この規定は、平成25年6月21日から施行する。

この規定は、令和5年8月1日から施行する。

この規定は、令和7年9月21日から施行する。